

別紙様式3

受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類

作成日 令和 年 月 日
実践事例報告のタイトル
都道府県指定都市名 氏名
1. この事例を取り上げた理由
2. 倫理的配慮 (記載内容の例) 1) 認知症の人または代諾者に対する説明と同意 2) 管理者に対する説明と同意
3. 事例紹介 (性別、年代、原因疾患・現病、薬、自立度、生活歴、支援の経過、 その他事例の理解を深めるために必要な情報)
4. 課題分析とケアの取り組み及びその結果 (記載内容の例) 1) 解決を目指した認知症の人にとっての課題 2) 課題の発生原因とその根拠となる事実 3) 実施したケア 4) 実施したケアの結果
5. 取り組みの評価及び自分自身が学んだこと (記載内容の例) 1) 取り組みの評価 2) 本事例に取り組んだことによる自己の学び
(合計文字数○○○○文字)

(記入要領)

- 作成する実践事例報告は、認知症の人に対しケアを行った事例、1事例の報告とします。家族やスタッフに対する介入を中心とした事例は本報告の対象として該当しません。
- 1～5の項目の合計文字数が 3,000字程度（増減は1割まで） となるよう作成してください。文章の最後に合計文字数を記載してください。なお、文字数の制限を満たしていない場合は、再提出または受講不可として取り扱います。
- 使用する用紙のサイズはA4サイズとします。
- 図表を入れる場合は、図表にタイトルと図表番号をふり、文章と関連付けて示してください。なお図表は1点400字とみなします。
- 手書きで作成する場合は、判別できる大きさの楷書で作成してください。パソコンで作成する場合、1ページのレイアウトは、マイクロソフト社のWordの初期設定、あるいはアップル社のPagesの初期設定に従ってください。
- 提出する事例は、必ずしも現在関わっている認知症の人に関する事例である必要はなく、支援が終結している事例でもかまいません。
- 作成にあたっては、認知症の人とその家族に対し実践事例報告の使用目的・報告の方法・作成における倫理的配慮等について十分説明をし、必ず同意を得て下さい。その上

で、認知症の人及びその家族に対して行った倫理的配慮、ならびに認知症の人及びその家族からこの事例をセンターに提出することの了承を得たことを必ず明記してください。また、自施設・事業者の管理者（報告者が管理者の場合は上司）に当該実践事例報告を行うことの了解を得てください。その上で管理者または上司から事例をセンターに提出することの了承を得たことを必ず明記してください。

*なお、同意を得たことを表記する場合は、以下の記入例を参考に過去形で記入してください。

適切な記入例)

- 実践事例報告を作成するにあたり、認知症の人とその家族に対し実践事例報告の使用目的・報告の方法・作成における倫理的配慮等について説明をし、文書にて同意を得た。ならびに、認知症の人及びその家族からこの事例をセンターに提出することの了承を得た。
- 実践事例報告を提出するにあたり、管理者より、当該実践事例報告を行うことの同意を得た。

以下のような記入は、同意を得たかどうか不明確なため不適切です。

- 本人・家族から同意を得る。
 - 本人・家族から同意を得ている。
 - 本人・家族に十分理解を得た。
- * 以上の倫理的配慮が行われていない実践事例報告は考査の対象となりませんので十分ご注意ください。
- 個人情報の取り扱いには十分配慮してください。人権擁護の観点から、認知症の人及びその家族の氏名、地域名（出身地や居住地等）、生年月日、入居年月日、年齢、具体的な職歴（会社名）等、個人が特定される可能性のある情報は記号化してください。なお、氏名については、イニシャルの使用は不可とします。イニシャルが使用されている場合、再提出または受講不可とします。仮名を使用する場合は、実践事例報告中に仮名であることを明記してください。
 - 年月を記述する場合は、最初に実践事例報告に出てきた年を X 年とし、「X+1 年」等、和や差で年を表してください。
 - 認知症の人等の年齢を表記する場合は、年齢を明記せず、「80 歳代前半」等おおよその年代を示してください。
 - 認知症の人及び家族の写真の掲載は認めません。
 - 文法上の注意
 - ・語尾は「です、ます」か「である」で文体を統一し、体言止めは原則として用いないでください。
 - ・句読点を意識した簡潔な文章を心がけてください。
 - ・主語、述語との関係をはっきりさせた文章で記述してください。
 - ・箇条書きではなく、文章で事例を報告してください。
 - ・改行した際は一マス下げるなど、基本的な文章記述のルールにのっとって作成してください。
 - ・事例作成においては、原則として敬語を用いる必要はありません。

以上の要件を満たした実践事例報告を1部提出してください。
提出された実践事例報告は、原則として返却しません。